

令和3年度

地域部活動推進事業及び地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業 公募要領

令和3年1月25日

参事官（芸術文化担当）付

本公募は、令和3年度政府予算の成立後、速やかに事業を開始できるように、令和3年度政府予算案の内容に基づき募集を行うものです。国会における予算審議の状況等によっては、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れ等が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上応募してください。

また、内容の変更等が生じた場合には、応募書類の再提出や関係書類・資料の追加提出を求めることもありますので御了承願います。

1 事業の趣旨

文化庁では、学校における働き方改革を推進するとともに、子供たちが継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うため、休日の文化部活動を地域へ移行するためのモデル事業【地域部活動推進事業】、及び子供たちが身近な地域で継続的で質の高い活動の機会を確保できるよう、新たな受け皿となる「地域文化倶楽部」（仮称）の創設や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業【地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業】を実施することとしている。

2 事業の内容

I. 【地域部活動推進事業】

休日の文化部活動の地域移行（地域部活動）に向けて、生徒の指導や大会の引率を行う地域人材の確保や活動場所・用具の確保、移動手段の確保、それらにかかる費用負担やコーディネート等の課題解決を目指すとともに、少子化に伴う廃部や部員減少、ニーズの多様化による指導者不足等に対応するための合同部活動実施に向けた移動手段の確保や、ICTを活用した練習・指導法の確立、それらにかかる費用負担等の課題解決を目指すため、全都道府県各1地域に拠点校を設け、モデル事業を実施する。

II. 【地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業】

子供たちが身近な地域で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等が中心となって、新たな受け皿となる「地域文化倶楽部（仮称）」の創設や、持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業を実施する。

※ 各事業の詳細は別紙「実施要領」を参照すること

3 公募対象

（I.について） 都道府県

(Ⅱ.について) 地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関、地方自治体等

※ 以下に該当するものは含まれない。

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者

なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者

4 事業期間、採択件数

事業期間：本事業の期間は、原則として契約締結日から令和4年3月10日(木)までとする。

採択予定件数：Ⅰ.【地域部活動推進事業】・・・都道府県各1件(47件)

1件当たり70万円(上限)

Ⅱ.【地域文化倶楽部(仮称)創設支援事業】20件程度

1件当たり300万円(上限)

※審査結果により採択件数及び委託金額は変動する可能性がある。

※上記の事業にかかる採択者の最終決定並びに契約、経費の支出に関すること、その他業務の執行に必要な事務については、文化庁が本公募とは別の公募により選定し事務を委託した業者(以下「文化庁事務受託業者」という。)にて行う。

5 企画提案書の提出方法等

(1) 提出書類

①企画提案書(様式1~3(様式3は任意団体のみ))

②誓約書(地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人は除く)

③その他必要と思われる資料

(2) 提出方法

提出については、以下①及び②いずれも必須とし、片方だけの提出の場合は受理しない。

①紙媒体での提出(郵送)

・ 用紙サイズはA4縦判、横書き、片面印刷とすること。

・ 郵送用の封筒に「令和3年度 地域部活動推進事業 企画提案書在中」、又は「令和3年度 地域文化倶楽部(仮称)創設支援事業 企画提案書在中」と朱書きすること。

・ 提出部数は、5部とすること。なお、公印等は不要である。

・ 郵送の場合には、簡易書留など配達記録の残るものを利用すること。

・ 郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

②電子メールでの提出

・ 電子ファイルは、原則として、Word、Excel、PowerPointなど編集可能な形式で提出すること。なお、企画提案書以外の提出書類で上記によりがたい場合には、PDF形式による提出を認める。

(3) 提出先

①紙媒体

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室 文化活動振興係

②電子メール

E-mail : artedu@mext.go.jp

- ・ 送信メールの件名は、「【※企画提案者名】令和3年度 地域部活動推進事業企画提案書」、又は「令和3年度 地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業企画提案書」とすること。
- ・ 電子ファイル名は、「【※企画提案者名】令和3年度 地域文化部活動推進事業企画提案書」.xxx、又は「令和3年度 地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業企画提案書」.xxx、とすること。
- ・ 電子ファイルサイズが10MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・ 文化庁は、メール受領後、申請者に対して電子メールにより、受領確認した旨連絡する。電子ファイルの送信後、翌営業日の18時を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、「12 問合せ先」まで架電すること。

(4) 提出期限

提出期限：令和3年2月26日（金）18時必着

(5) その他

- ・ 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書等については返却しない。
- ・ 必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがある。
- ・ 提出期限後の企画提案書等の提出、差替え及び訂正は認めない。

6 選定方法等

(1) 選定方法

提出された企画提案書に基づき、文化庁にて審査し予備選考を行う。その予備選考結果をもとに、文化庁事務受託業者において最終選定を実施する。

(2) 選定結果の通知

選定委員会終了後、提案書を提出した団体に対して審査結果を通知する。なお、提出された企画提案書及び選定委員会における選定内容については公表しない。

(3) 無効となる企画提案書

- ①企画競争に参加する者に必要な資格を有しない者の企画提案書
- ②本事業の趣旨に適合しない企画提案書
- ③書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書
- ④提出期限までに提出されなかった企画提案書

7 事業報告

(1) 途中報告

事業の進捗状況を適宜把握するため、実施者は文化庁または文化庁事務受託業者の求めに応じ、事業の進捗状況を文化庁及び文化庁事務受託業者に報告するものとする。

(2) 最終報告

実施者は、事業が終了した際には、実践の結果及び成果等をまとめた成果報告書を事業完了日から10日を経過した日、又は当該年度の3月10日（木）のいずれか早い日までに文化庁に7部提出すること。併せて、当該報告書データ及び事業の成果を示す概要資料についても1部提出すること。

また、実施者は本事業で得た成果等を広く周知するために成果報告書等をHP等で公表すること。なお、同報告書等は、文化庁においても公表する場合がある。

8 事業の実施

(1) 選定の結果、契約予定者となった者は、企画提案書を基に事業実施条件が整い次第、文化庁事務受託業者と契約するものとする。なお、契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。契約金額については、事業内容を勘案して決定するので、企画提案書の金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合は、契約締結ができない場合がある。

(2) 実施者は、契約した事業計画書に基づき事業を実施するものとし、本公募要領に定めるもののほか、別紙「文化庁委託業務実施要項」、「令和3年度地域部活動推進事業及び地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業実施要領」、及び契約書等にて規定されている事項を遵守すること。

(3) 文化庁は、必要があると認められるときは、所属の職員に、実施者の事務所、事業場等において、文化庁が預託し又は本件業務に関して実施者が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、実施者に対し必要な指示をすることができる。実施者は、文化庁からその調査及び指示を受けた場合には、文化庁に協力するとともにその指示に従わなければならない。

(4) 実施者は、事業の実施に当たり、成果報告書のほか、対外的な発信をする際には、文化庁委託事業であることを明示すること。

9 スケジュール

(1) 企画提案書提出締切り

令和3年2月26日（金）18時必着（厳守）

(2) 企画提案書の審査

令和3年3月上中旬（予定）

(3) 選定結果の通知

令和3年3月中旬（予定）

(4) 契約締結

令和3年4月以降、順次締結（予定）（※1）

（※1）契約締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることを十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも周知すること。

選定の結果、契約予定者となった場合、文化庁事務受託業者との契約締結のため、遅延なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備しておくこと。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも周知すること。

- ・ 事業計画書
- ・ 経費の積算根拠資料（謝金単価基準表、旅費支給規定、見積書等）
- ・ 銀行振込依頼書

※採択の連絡とあわせて、文化庁から様式を別途送付する。

10 誓約書の提出等

(1) 本公募に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、もしくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とする。

(3) 前2項は、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人には適用しない。

11 その他

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文化庁へ届け出ること。
- ・ 採択件数は現時点の予定であり増減する可能性がある。最終的な採択件数は審査結果を踏まえ、決定する。
- ・ 公募期間中の質問・相談等について、当該者のみが有利となるような質問等には回答できない。質問等のうち重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

12 問合せ先

文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室 文化活動振興係 武富、山田、土屋

TEL : 03-5253-4111 (内線 2832)

E-mail : artedu@mext.go.jp

(案)